

○児童発達支援・生活介護事業所「オアシス」利用手続き

当センター医師の診察を受けている、就学前と18歳以上の重症心身障害児・者が対象です。
施設利用を希望されるときは、以下の手続きが必要です。

○受入検討



当センターでの受け入れを検討します。

○障害児支援利用計画作成



相談支援事業所にて相談、利用計画案作成を依頼します。

○障害児通所給付支給申請



お住いの市町に利用計画案を持参し、通所給付支給申請、面接を行います。

市町に提出する書類 健康保険証の写し、療育が必要の旨の意見書（必要な方のみ）

○診察・面接



こども療育センター小児科診察、オアシス面接を行います。

○契約

障害児（者）通所給付支給決定が行われると契約し、利用が始まります。

○費用

食費・入浴費等を負担していただきます。

所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくは受給者証を御確認ください。